

シリーズ 野木町のごみ処理

⑥2 不法投棄は犯罪です

廃棄物の投棄は、廃棄物処理法で禁止されています。しかし、不法投棄はあとを絶たない状況にあります。土地の所有者が、自らの土地を適切に管理し、不法投棄を防止するしかありません。不法投棄されて、不法投棄の行為者が分からないときは、原則、土地の所有者が自ら片付けることとなります。

大量の廃棄物が不法投棄された土地を原状回復するには、時間も費用もかかります。不法投棄している人を見かけたら、ご自身の安全を確保した上で、投棄者の特徴や車のナンバーを警察または小山環境管理事務所、町生活環境課まで通報ください。

◆不法投棄されないためのポイント

- ① 土地を貸すときは、相手方や事業内容をきちんと調査する。
- ② こまめに草刈をし、見通しをきくきれいな状態にしておく。
- ③ 不法投棄されたら、次の不法投棄を呼ばないようにすぐに片付ける。

- ④ 自己の所有地に柵をつくったり、入口に鍵を設けたりして、進入されにくい環境を作る。
- ⑤ 定期的に見回りをするなど、常に所有地の状況を把握しておく。

※町では不法投棄防止の看板を無料で配布していますので、不法投棄でお困りの方は生活環境課までお越し下さい。

◆不法投棄の罰則

廃棄物の投棄は法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条）により禁止されています。違反した場合は次の懲役又は罰金に処されます。

- 不法投棄を行ったとき↓5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号）

◆不法投棄の情報・問い合わせ先

- 小山警察署
☎0285(31)0110
- 小山環境管理事務所環境対策課
☎0285(22)4309
- 野木町生活環境課リサイクル推進係
☎0280(57)4246

へキラ輪号への予約受付時間を延長します

4月からキラ輪号の予約受付時間が平日8時～17時までになります。

へキラ輪号は、町の中ならどこからでも、どこへでも「降りできる、公共の乗り合いタクシー」です。皆さんのお出かけに、ぜひご利用ください。



予約センター
☎(54)5515
【予約受付時間】
平日8時～17時

運転免許返納者にダイヤモンドタクシー利用券を交付します。

【対象者】

75歳以上の方で免許返納日が平成21年4月1日以降の方（交付は一回のみ）

【交付枚数】 20枚

【申請に必要なもの】

運転経歴証明書、印鑑

※詳しいことはお問い合わせください。

問町社会福祉協議会

都市整備課
☎(57)3100
☎(57)4161

ゆ〜らんど (野木町健康センター) お知らせ

- ★日本矯体療術師協会指導者“日向野トシ”先生による手技療法治療を実施します（毎週金曜日）
- ★馬場純子先生による‘やさしいヨガ教室’を開催しております。（毎週月曜日、10時30分～11時30分）
- ★痛み治療の日 部位別カイロプラクティックを開催しております。（毎週土・日曜日、午前10時30分～）
- ★4月のお風呂 温泉…(男女露天風呂)8日(土)・9日(日)・22日(土)・23日(日)
《西那須野温泉大鷹の湯》

※開館時間10時～20時 酒類の持ち込み禁止

※ゆ〜らんどに入館する際に入場料が必要になります。

都合により変更、臨時休館になる場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

住所 野木町南赤塚1514
電話 0280(57)0755
指定管理者 宮ビルサービス(株)
休館日 火曜日

